

本会はフォーランドリアルティネットワークシンガポール株式会社(以下「弊社」という。)によって運営される「フォーランドプレミアムクラブ (Foreland Premium Club)」と称します (以下「本会」という)。また、本会の会員を「会員」と称します。

総則

第1条(規約の適用)

1. 弊社は、フォーランドプレミアムクラブ (Foreland Premium Club)会員規約(以下「本規約」という。)を定め、これにより会員サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。
2. 本規約は会員が本サービスを利用する場合の一切の関係について適用します。
3. 弊社が別途定める本サービスに関する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、これらの諸規定が本規約と異なっている場合には、当該諸規定が優先するものとします。

第2条(規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合には、あらかじめ会員に対し、本サービスを通じて通知するものとします。また本規約の変更は更新後に変更の効力が発生するものとします。

第3条(会員への通知)

前条の他、弊社が必要と認めた場合、弊社は会員に対し随時必要な事項を、本サービスを通じて、または、通常の郵便にて通知するものとします。

会員サービス

第4条(提供するサービス)

- 1.本サービスの内容は以下の通りとします。
 - (1)会員限定の情報提供サービス
 - (2)会員限定の各種サービス
2. 本サービスの利用期間は1年毎とし、期間内に利用しなかったサービスの権利を繰越さないものとします。
3. 会員は本会が別途定める各サービスの内容に従い、本サービスを受けるものとします。

第5条 (本サービスに関する業務の委託・承継)

- (1) 本会は、本サービスに関する業務の全部または一部を本会が指定する第三者に委託できるものとします。
- (2) 本会が第三者に本サービスに関する業務を委託する場合には、秘密保持契約を締結するなど、個人情報保護法その他の法令を遵守させるものとします。
- (3) 本会は、本サービスに関する業務の全部または一部を本会が指定する第三者に承継させることができるものとし、その際、当該第三者に、本会の有する情報の全部または一部を交付します。なお、この場合、会員は登録情報が業務を承継する会社等により利用されることに予め同意します。

第6条(サービス提供の中止・中断)

1. 弊社は本サービス用設備の保守作業、その他本サービス運用上やむを得ない事情によるときは、本サービスの提供を中止・中断することができるものとします。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を会員に対し、本サービスを通じ

で連絡します。ただし、緊急時やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 弊社は本サービスの中止・中断の発生により、会員または第三者が被ったいかなる損害についても理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

会員

第7条(会員)

1. 会員とは、弊社に本サービスの入会を申し込みし、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された者をいいます。
2. 会員には、一般会員とゴールド会員の2種類を設けます。

第8条(入会手続)

1. 本会に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本会による審査を受けたいえ、本会が承諾したときに、本会との会員契約が成立し、本会の会員となります。

2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本会が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

また、本会が申し込みを承認後に、以下のいずれかの項目に該当していることが判明したときは、会員資格を取り消すことがあります。なお、それにより損害等が発生した場合は申込者の負担とします。

- (1)会員契約の申し込みをした方が、利用料金の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (2)過去に不正使用等により、会員契約の解除、または本サービスの利用を停止されていることが判明したとき。
- (3)登録申込書に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
- (4)会員契約の申し込みをした方が18歳未満の方で、申し込みにあたり親権者の同意を得ていないとき。
- (5)その他、弊社が会員契約の申し込みを承諾することが不相当であると判断したとき。

第9条(会費)

1.会員は本サービスへの入会にあたり年会費として一般会員は10,000円(税別)、ゴールド会員は30,000円(税別)を本会が定める方法で支払うものとします。また、本サービスに含まれる各個別サービスにおいて、別途料金の支払いが定められている場合には、当該料金も、各個別サービスに関して定められた条件にしたがい支払うものとします。

2.弊社は会員の承諾なく、前項の料金を変更することができるものとします。その場合は、弊社が本サービスを通じて会員に事前に通知するものとします。

3.一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本会が認める理由がある場合を除き、返還されないものとします。

第10条(会員資格の自動更新)

1.会員は、当会が別途指定する期日までに退会手続きがとられない限り、次年度の年会費決済が完了した時点で会員資格は次年度も更新されるものとします。また、以降の年度においても同様とします。

2.本条により、会員資格の更新となった会員は、会員規約その他各サービスの利用規約を承諾したものとみなされます。

第11条(届出内容変更手続)

1.会員は、入会申込書に記載した内容その他本会に届け出た内容が正確であることを保証します。本会は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

- 2.会員は、入会申込書に記載した内容その他本会に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3.本会より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本会からの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本会からの通知が会員に到達したものとします。

第12条(個人情報保護)

本会は、本会の保有する会員の個人情報を、弊社が別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第13条(退会)

- 1.会員が契約を解除して退会する場合は、月末をもって退会するものとし、届け出については、弊社所定の退会届を最終営業日の営業時間内までの受付とします。
- 2.会員が退会する場合、退会月までに発生する弊社に対する債務の全額を弊社の指示により支払うものとします。なお、弊社はすでに支払われた料金等を一切払い戻ししないものとします。

第14条(会員資格の中断・取り消し・喪失)

1.弊社は会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、事前に通知することなく会員の資格を中断または取り消すことができるものとします。

(1)本規約に違反したとき

(2)第17条の禁止事項に該当すると弊社が判断したとき

(3)会員登録申し込み時および届け出内容の変更時に虚偽の事項を申告したことが判明したとき

(4)本サービスの利用状況が本サービス運営に支障をきたすと弊社が判断したとき

(5)料金支払いの遅延または不履行があったとき

(6)クレジットカード会社、集金代行会社、金融機関等により、会員の指示したクレジットカードや支払口座の利用が停止したとき

(7)その他会員として不適切と弊社が判断したとき

2.前項において、会員資格が取り消された場合、当該会員は弊社に対する債務の全額を弊社の指示により直ちに支払うものとします。また、弊社はすでに支払われた料金等の払い戻しは一切しないものとします。

3.会員権の資格喪失にともない、会員に対して会員サービスの提供に支障をきたすと弊社が判断した場合、一時的に該当するサービスの提供をするための処理が出来るものとします。

第15条(自動退会)

会員は、下記に該当する場合は、自動的に会員資格を失うものとします。

- 1.弊社との間での合意解約、会員契約の解除等、会員がその会員としての資格を失った場合

利用条件等

第16条(権利譲渡の禁止)

会員は提供を受ける本サービスの権利、その他本規約にもとづく権利については一身専属権として第三者に譲渡し、継承させ、または担保に供することはできないものとします。

第 17 条(禁止事項)

弊社は、会員が本サービスを利用するにあたり、以下の行為を禁止します。

- (1)公序良俗に反する行為
- (2)犯罪的行為に結びつく行為
- (3)他の会員または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (4)他の会員または第三者を誹謗中傷したり名誉を毀損したりする行為
- (5)他の会員になりすますし本サービスを使用する行為
- (6)弊社の承諾なく本サービスを営利目的として利用する行為
- (7)事実反する情報を提供する行為
- (8)本サービスの運営を妨げるような行為
- (9)本サービスを通じて提供される情報を改ざんする行為
- (10)諸法令に違反するまたは違反のおそれのある行為
- (11)その他会員として不適切と弊社が判断する行為

第 18 条（反社会的勢力に関する表明保証等）

1.会員は、本サービスの登録時および登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2.会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく会員資格の停止又は取消し（以下「当該処分」といいます。）をすることができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3.前項各号のいずれかに該当した会員は、当社が当該処分により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 19 条（会員の損害賠償責任）

会員が本会のサービス利用中、会員の責に帰すべき事由により、本会または他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 20 条(免責事項)

1.会員が本会サービス利用中、会員自身が受けた損害に対して、本会は本会に故意または重過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

2.会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本会は本会に故意または重過失がある場合を除き、一切関与せず責任を負いません。

3.弊社は、会員が本サービスを通じて得る情報等の正確性、有用性について責任は一切負わないものとします。

- 4.本サービスの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合、会員が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。
- 5.本サービスに関連して消費者等の第三者からの問合せについて、弊社は誠実に対応するものとします。

第 21 条(管轄裁判所)

- 1.本規約に定めのないことについて紛議が発生した場合は、弊社と会員の双方共に誠意をもって問題の解決を図るものとします。
- 2.問題の解決に訴訟の必要が生じた場合には、シンガポール国の法律に準拠し、シンガポール国の裁判所を管轄裁判所とします。

以上